

月例研究会（2022年9月28日）

ドイツにおける 最低生活保障制度改革

—「ハルツⅣ」から
「市民手当（Bürgergeld）」へ

布川 日佐史

ドイツにおいて、求職者基礎保障（社会法典Ⅱ）を「市民手当（Bürgergeld）」に変える動きが進んでいる。8月9日に連邦雇用社会省（BMAS）から改正法案が公表された。求職者基礎保障（「ハルツⅣ」と呼ばれている）は、稼働可能な要扶助者とその世帯員の最低生活を保障する労働市場指向の公的扶助制度である。これが今年末に廃止され、2023年1月1日から「市民手当」が導入される予定である。

報告では、前史として、求職者基礎保障の成立経過を1980年代からの長期大量失業問題に遡り、社会扶助におけるアクティベーション策としての就労支援の展開をあとづけた。シュレーダー政権（社会民主党と緑の党の連立政権）による2000年以降の労働市場の弾力化政策の仕上げとして、求職者基礎保障が低賃金雇用への就労義務強化を特徴とするワークフェア的性格を持って成立したのであった。

2005年に施行された求職者基礎保障だが、これまで実に3度の違憲判決に直面し、当事者、福祉団体、労働組合などの運動とあいまって、社会参加と人間の尊厳を重視する方向へと制度の揺り戻しが進んできた。その到達点として、2019年改革で長期受給者のための社会参加を目的とした正規雇用の場の創出（「社会的労働市場」）が具体化されたのであった。

そこに襲い掛かったのが、新型コロナウイルスの感染拡大である。ロックダウンによって所

得を喪失した自営業者・フリーランサー、非正規雇用労働者のために求職者基礎保障の利用促進、手続き簡素化が行われた。この「実験」が市民手当として制度化されるのである。

市民手当は、資産保有（現金・預金・私的年金、住宅）をミニマムに制限するのはやめる。2年間（猶予期間）は、多大な資産を持っていないければ、調査無しに受給できるようになる。これは、市民手当という最低生活保障のための公的扶助制度において、ミーンズテストを棚上げすることを意味している。

それにもまして意義が大きいのは、制度の性格転換が目指されていることである。「受給者を怠け者とみて、管理し、制裁をして、働かせる」のでなく、「相手を信頼して、支援する」という方向への転換である（ハイル連邦労働社会大臣）。そのために、受給者の協力義務違反に対する制裁・給付削減を緩和し、参入支援プロセスを「同じ目線の高さ」で、受給者の自己決定権を尊重したものにする。給付削減そのものは廃止しないが、そこに至るまでにハードルをつくり、信頼関係に戻れるようにしている。

この市民手当法案に対し、一方で、就労意欲に欠ける受給者への制裁をなくし、無条件のベーシックインカムが実現されるとの批判、他方で受給者に協力義務履行を求め、制裁・給付削減する基本は変わっていないとの批判がある。

本報告は、市民手当法案の評価にあたっては、連邦憲法裁判所2019年判決が、自己決定の尊重を求め、協力義務の要請はパターンリズムや「矯正」を求めるものであってはならないとしていることに着目した。協力義務の要請は適切な支援を行うことにつながるのである。これを評価視点に据えるのと同時に、ここから日本への示唆を得ることもできる。

（ふかわ・ひさし 法政大学大原社会問題研究所所長／現代福祉学部教授）